

第114回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時

場所

オービック御堂筋ビル2階
オービックホール
大阪市中央区平野町4丁目2番3号



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/3107/>



目次

第114回定時株主総会 招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役8名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	12
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	14
第5号議案 取締役の金銭報酬額 および内容改定の件	16
第6号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬制度の内容改定の件	17
事業報告	23
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告書	50

議決権行使期限

インターネットまたは書面(郵送)による議決権行使期限
2024年6月26日（水曜日）午後5時30分まで
※機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する
「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会当日のお土産について

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ダイワホールディングス株式会社

証券コード 3107

株主各位

(証券コード 3107)

2024年6月5日

大阪市北区中之島3丁目2番4号

タイフホウホールディングス株式会社

代表取締役社長 西村幸浩

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に関しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.daiwabo-holdings.com/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3107/tei/j/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

① 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（8時45分開場）

② 場 所 大阪市中央区平野町4丁目2番3号
オービック御堂筋ビル2階 オービックホール
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

③ 目的事項 **報告事項** 1. 第113期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第113期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の金銭報酬額および内容改定の件
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の内容改定の件

④ 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

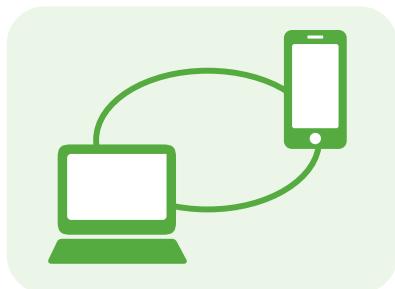
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の定めにより、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

事前の議決権行使

インターネットによる 議決権行使



行使期限

**2024年6月26日(水曜日)
午後5時30分受付分まで**

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

書面(郵送)による 議決権行使



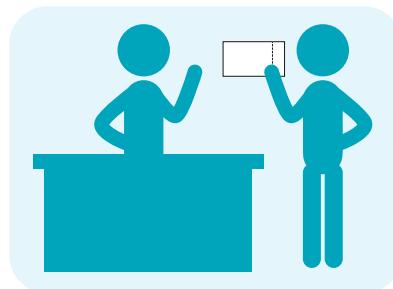
行使期限

**2024年6月26日(水曜日)
午後5時30分到着分まで**

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

当日のご出席

ご出席による 議決権行使



開催日時

**2024年6月27日(木曜日)
午前10時**

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

機関投資家の皆様へ(議決権電子行使プラットフォームについて)

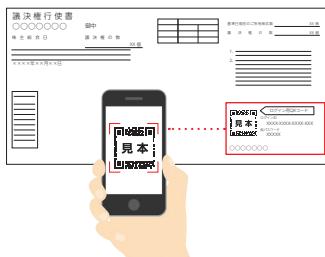
管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配当を経営の重要課題として位置づけており、業績に応じて内部留保資金の確保を図りながら、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金32円 総額2,994,554,016円
なお、中間配当金として1株につき金32円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金64円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	年齢 (在任期間)	当社における地位、担当
1	再任 にしむらゆきひろ 西村幸浩	男性	62歳 (7年)	代表取締役社長 ダイワボウ情報システム(株) 監査役 (株)オーエム製作所 監査役
2	再任 いがりつかさ 猪狩司	男性	60歳 (2年)	常務取締役 経営戦略担当
3	新任 やましたたかお 山下隆生	男性	55歳 (-)	—
4	再任 社外 独立役員 なかむらかずゆき 中村一幸	男性	75歳 (6年)	取締役
5	再任 社外 独立役員 よしまるゆきこ 吉丸由紀子	女性	64歳 (3年)	取締役
6	再任 社外 独立役員 ふじきたかこ 藤木貴子	女性	54歳 (3年)	取締役
7	再任 社外 独立役員 ほり堀てつろう 堀哲朗	男性	62歳 (1年)	取締役
8	新任 社外 独立役員 きしなみ 岸波みさわ	女性	51歳 (-)	—

候補者番号

1

にしむら ゆきひろ

西村 幸浩

再任

1961年 6月14日生 62歳

所有する当社株式の数 28,800株

在任期間 7年

取締役会の出席状況 20回/20回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

1985年 4月 ダイワボウ情報システム(株)入社
2006年 6月 同社取締役
2012年 4月 同社常務取締役
2012年 6月 当社常務執行役員
2017年 6月 当社取締役常務執行役員 グループ本社担当
ダイワボウ情報システム(株) 取締役
2018年 6月 当社取締役専務執行役員
2020年 4月 当社代表取締役社長、現在に至る

重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム(株) 監査役
(株)オーエム製作所 監査役

取締役候補者とした理由

入社以来、主にITインフラ流通事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2017年から当社の取締役常務執行役員、2018年からは当社の取締役専務執行役員、2020年からは当社の代表取締役社長を務めており、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

い が り
猪狩

つかさ
司

再任

1964年 1月22日生 60歳

所有する当社株式の数 4,967株

在任期間 2年

取締役会の出席状況 20回/20回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

1994年11月 ダイワボウ情報システム(株)入社
2020年 4月 当社財務管理室 主席部員
2020年10月 当社IR・広報室長
2021年 6月 当社経営戦略副担当 兼 IR・広報室長
2022年 4月 当社経営戦略副担当 兼 経営戦略室長
2022年 6月 当社取締役 経営戦略担当 兼 経営戦略室長
2024年 4月 当社常務取締役 経営戦略担当、現在に至る

取締役候補者とした理由

ダイワボウ情報システム(株)へ入社以来、営業部門、仕入部門、企画部門、物流部門における長年にわたる業務経験と見識を有しております。2020年から当社のIR・広報室長、2021年からは当社の経営戦略副担当、2022年6月からは当社の取締役経営戦略担当、2024年からは当社の常務取締役経営戦略担当を務めており、経営全般および経営戦略の知見を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

やました たかお
山下 隆生

新任

1968年 9月 1日生 55歳

所有する当社株式の数 8,825株



略歴、当社における地位、担当

1990年 3月 ダイワボウ情報システム(株)入社
2010年10月 同社中四国営業部長
2015年 4月 同社西日本営業本部副本部長 兼 大阪営業部長 兼 関西営業部長
2016年 6月 同社取締役 西日本営業本部副本部長
2016年 7月 同社取締役 東日本営業本部長
2020年 4月 同社取締役 首都圏営業本部長
2020年 6月 同社常務取締役 首都圏営業本部長
2021年 4月 同社常務取締役 販売推進本部長
2024年 4月 同社常務取締役 販売推進部門統括、現在に至る

重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム(株) 常務取締役 販売推進部門統括

取締役候補者とした理由

ダイワボウ情報システム(株)へ入社以来、長年にわたり営業部門および販売推進部門において、同社の事業を網羅できる豊富な業務経験を有しております。2016年から同社の取締役を務めており、当社グループの基幹事業における事業全般について、精通した経験や高度の知見を当社の職務にも十分に活かせるかと判断したため、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

なかむら かずゆき
中村 一幸

再任

社外

独立役員

1948年 6月28日生 75歳

所有する当社株式の数 4,300株

在任期間 6年

取締役会の出席状況 20回/20回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

1971年 4月 三菱電機(株)入社
2006年 4月 同社常務執行役
2009年 4月 同社代表執行役専務
2010年 4月 同社代表執行役副社長
2018年 6月 当社社外取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ＩＣＴ業界の上場会社経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、特にＩＣＴ業界における経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、経営計画の策定および進捗状況ならびに当社の持続的成長に向けた事業の選択と集中、成長戦略等に関し、取締役会等にて監督と助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

5

よしまる ゆ き こ

吉丸由紀子

再任

社外

独立役員

1960年2月1日生 64歳

所有する当社株式の数 2,900株

在任期間 3年

取締役会の出席状況 20回/20回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

- 1982年4月 沖電気工業(株)入社
- 1998年4月 Oki America Inc.取締役 兼 沖電気工業(株) ニューヨーク事務所長
- 2004年10月 日産自動車(株) ダイバーシティディベロップメントオフィス室長
- 2008年4月 (株)ニフコ入社
- 2011年6月 同社執行役員
- 2018年4月 積水ハウス(株) 社外取締役、現在に至る
- 2019年6月 三井化学(株) 社外取締役、現在に至る
- 2021年6月 当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

- 積水ハウス(株) 社外取締役
- 三井化学(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国内外の企業役員としての経験、ダイバーシティ分野における知識・経験を有することに加えて、上場会社の社外取締役としてガバナンス強化への取組みを行っていること等により培われた高い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に取締役会等にて当社の持続的な企業価値向上に不可欠な、ガバナンス強化とダイバーシティ推進に向けて監督と助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

6

ふじき たかこ

藤木 貴子

再任

社外

独立役員

1970年1月30日生 54歳

所有する当社株式の数 1,400株

在任期間 3年

取締役会の出席状況 20回/20回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

- 1993年11月 インテル(株)入社
- 2005年10月 同社経営企画・ビジネスオペレーショングループ統括部長
- 2013年1月 同社執行役員 グローバル営業本部長
- 2019年5月 グーグル(同) 執行役員 営業本部長
- 2021年6月 当社社外取締役、現在に至る
- 2022年11月 グーグル(同) 上級執行役員 営業本部長、現在に至る

重要な兼職の状況

- グーグル(同) 上級執行役員 営業本部長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ICT業界において世界的に大きな地位を占める企業における豊富な知識・経験を有し、培われた高い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に取締役会等にて当社主力のITインフラ流通事業を中心としたグループの成長戦略や、グループ全体の経営管理のICT化に向けた監督と助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

7

ほり てつろう
堀 哲朗

再任

社外

独立役員

1961年10月20日生 62歳

所有する当社株式の数 200株

在任期間 1年

取締役会の出席状況 16回/16回 (100%)



略歴、当社における地位、担当

- 1985年 4月 東京エレクトロン(株)入社
- 2001年 4月 同社経営戦略室長
- 2003年 6月 同社法務知的財産部長 兼 経営戦略室長
- 2013年 6月 同社取締役 法務知財担当執行役員
- 2015年 6月 同社取締役 常務執行役員 管理本部長
- 2016年 6月 同社代表取締役 専務執行役員 管理本部長
- 2017年 6月 同社代表取締役 専務執行役員CFO
- 2018年 4月 同社取締役 専務執行役員 特命担当
- 2019年 6月 同社常務執行役員 業務改革プロジェクト サブリーダー
- 2022年 7月 同社シニアアドバイザー
- 2022年12月 バリュー・クエスト・パートナーズ(株) 管理統括 兼 法務・知財アドバイザー、
現在に至る
- 2023年 6月 当社社外取締役、現在に至る
- 2024年 2月 東京エレクトロン(株) 経営戦略室 エグゼクティブアドバイザー、現在に至る

重要な兼職の状況

東京エレクトロン(株) 経営戦略室 エグゼクティブアドバイザー
バリュー・クエスト・パートナーズ(株) 管理統括 兼 法務・知財アドバイザー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国際的な上場企業における経営者として、経営企画、法務・知財、財務・会計・ファイナンスについて豊富な知見、経験を有し、幅広い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営計画の策定および進捗状況、事業の選択と集中、成長戦略、ガバナンス強化、適正な資本配分を助言したうえでの株主還元政策のあり方等に関し、監督と助言を行っていただくことを期待しております。



略歴、当社における地位、担当

1995年 4月 (株)日本興業銀行(現：(株)みずほ銀行)入行
 2000年 8月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社
 2012年12月 同社投資銀行部門資本市場本部 シンジケート部長
 2018年12月 UBS証券(株) 投資銀行本部 エグゼクティブ・ディレクター
 2022年 6月 (株)芝浦電子 社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

(株)芝浦電子 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大手金融機関において、企業に対する経営戦略面からの支援を行った豊富な経験を持ち、特にファイナンス・資本市場に対する幅広い知見と高度なスキルを有しており、当社の経営および財務運営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に経営計画の策定、適正な資本配分を助察したうえでの成長戦略や株主還元のあるり方等について、監督と助言を行っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 山下隆生氏は、2024年6月26日付でダイワボウ情報システム(株)常務取締役販売推進部門統括を退任予定であります。
3. 取締役候補者 吉丸由紀子氏は、2024年6月25日をもって、三井化学(株)社外取締役に退任予定であります。
4. 取締役候補者 吉丸由紀子氏は、2024年6月25日をもって、(株)ニチレイ社外取締役に就任予定であります。
5. 中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子、堀 哲朗、岸波みさわの5氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
6. 当社は、中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子、堀 哲朗の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、各氏は、当社が定める「独立役員の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しております。
7. 当社は、岸波みさわ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、同氏は、当社が定める「独立役員の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しております。
8. 中村一幸氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
9. 吉丸由紀子、藤木貴子の両氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
10. 堀 哲朗氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
11. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第24条において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子、堀 哲朗の4氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子、堀 哲朗の4氏の再任が承認された場合、当社は、4氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、岸波みさわ氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
12. 当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 小野正也氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	おのまさや 小野 正也 1963年 3月30日生 61歳	再任	所有する当社株式の数 6,325株
			在任期間 4年
			取締役会の出席状況 20回/20回 (100%)
			監査役会の出席状況 15回/15回 (100%)



略歴、当社における地位

1990年 5月 ダイワボウ情報システム(株)入社
2015年12月 同社監査室長
2019年 4月 当社監査室長
2020年 6月 当社常勤監査役、現在に至る

監査役候補者とした理由

ダイワボウ情報システム(株)へ入社以来、主にITインフラ流通事業の多様な分野で業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2015年から同社の監査室長、2019年から当社の監査室長、2020年からは当社の常勤監査役を務め、監査に関する業務経験を重ねてきており、客観的かつ公正な立場から職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第30条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、小野正也氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。小野正也氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、候補者の任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

(ご参考) スキルマトリックス (第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合)

氏名	地位・担当	企業経営全般	経営企画 経営戦略	法務 コンプライアンス ガバナンス	財務・会計 ファイナンス	人事労務 人材開発 ダイバーシティ	ICT DX関連	ESG SDGs	国際性
西村 幸浩	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●		
猪狩 司	常務取締役(経営戦略担当)	●	●	●			●	●	
山下 隆生	常務取締役(経営管理担当)	●	●	●		●	●	●	
中村 一幸	社外取締役	●	●	●			●	●	
吉丸 由紀子	社外取締役	●	●	●		●		●	●
藤木 貴子	社外取締役	●	●	●		●	●		●
堀 哲朗	社外取締役	●	●	●	●		●		●
岸波 みさわ	社外取締役	●	●		●	●		●	●
小野 正也	常勤監査役			●	●				
植田 益司	社外監査役			●	●				
角石 紗恵子	社外監査役			●					

<各スキルの内容・選定理由>

スキル	内容・選定理由
企業経営全般	企業経営経験により、当社グループ経営および中長期的経営戦略全般にわたって、より広範かつ高次元な判断が可能
経営企画・経営戦略	グループ全体の成長のため、事業の選択と集中、事業ポートフォリオの変革等、適切な経営戦略の構築と、これに伴う事業再編、M&Aなどに係る知識・経験が必要
法務・コンプライアンス ・ガバナンス	当社グループの統括を行ううえで、ガバナンス体制の強化と、その実践が必要不可欠であり、これに係る知見・経験が必要
財務・会計・ファイナンス	当社グループの統括を行ううえで、財務・会計に係るスキルが必要であると同時に、事業再編、M&A等を実践するうえで、ファイナンス・資本市場およびキャピタルアロケーションに関する知見・経験が必要
人事労務・人材開発 ・ダイバーシティ	当社グループの成長および社会的課題解決のために、人材活用に加えて、ダイバーシティの推進が重要事項であり、そのための知見・経験が必要
ICT・DX関連	当社グループにとってITインフラ流通事業の成長戦略の推進が重要であることに加えて、全事業において経営効率化のためにICT化が必要で、DX推進は当社事業拡大のためにも率先して取り組むべき課題であり、そのための知見・経験が必要
ESG・SDGs	社会的課題として、当社が前向きに取り組むべき課題であり、課題実行に当たっては、これらに関する知見・経験が必要
国際性	ITインフラ流通事業の仕先においてグローバル企業とタイアップしており、産業機械事業においても海外に事業場および営業拠点を展開していることから、グローバルな知見を当社グループの中期的な経営戦略構築に活かしていくことが有益

(注) 上記の一覧表については、専門性や知識・経験・能力等の発揮が期待できるスキルを表示しており、各自の有するすべてのスキルを表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	まつやま もとひろ	社外	独立役員	所有する当社株式の数 0株
	松山 元浩	1969年 1月 8 日生 55歳		



略歴、当社における地位

1996年10月 公認会計士 林光之事務所(大和監査法人兼務)入所
1999年11月 瑞穂監査法人入所
2002年 2月 中央青山監査法人 大阪事務所入所
2007年 7月 協立監査法人 大阪事務所入所
2010年10月 霞が関監査法人 大阪事務所入所
2013年10月 太陽ASG有限責任監査法人入所
2015年 7月 SCS国際有限責任監査法人 代表社員
2018年 7月 公認会計士・税理士 松山元浩事務所設立、現在に至る
2021年 7月 あると築地有限責任監査法人入所
2022年 7月 同法人 代表社員、現在に至る
2023年12月 日本経営管理協会 兵庫支部長、現在に至る

重要な兼職の状況

公認会計士・税理士

補欠社外監査役候補者とした理由

監査法人において長く公認会計士および税理士業務に従事し、法定監査および関連各種調査において、豊富な職務経験を有しており、加えて公認システム監査人の資格を活かしながら、業務システムに係る検証・評価や内部統制等についても、各企業に対する指導実績を豊富に有しております。これらの経験、知識および能力を当社の監査体制に活かし、客観的かつ公正な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松山元浩氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 松山元浩氏が監査役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、同氏は、当社が定める「独立役員の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しております。
4. 当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第30条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、松山元浩氏が監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、松山元浩氏が監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、候補者の任期中途に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(ご参考) 独立性の判断について

当社は、「コーポレートガバナンスガイドライン」において、以下のとおり「独立役員の独立性基準」を定めております。

独立役員の独立性基準

当社は、独立社外役員の選任にあたっては、人格・見識に優れ、専門的な見地に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能および役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方とする。

当社の定める独立性判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、以下のとおりとする。

<独立性基準>

1. 現在または過去において、当社および当社の子会社または関連会社（以下「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、執行役員その他重要な使用人となったことがないこと。
2. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者でないこと。
3. 当社グループが大株主となっている者の業務執行者でないこと。
4. 当社グループとの取引金額が、当社の連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者でないこと。
5. 当社グループから役員報酬以外に、1,000万円以上の報酬を受けているコンサルタントまたは会計・法律の専門家でないこと。
6. 当社グループから、当社の連結売上高の2%を超える寄付を受けている者またはその業務執行者でないこと。

第5号議案 取締役の金銭報酬額および内容改定の件

当社の取締役に支給する金銭報酬の上限金額は、基本報酬（固定報酬）の上限金額については2022年6月29日開催の第112回定時株主総会において年額3億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額9,000万円以内）として、業績連動型報酬（賞与）については2020年6月26日開催の第110回定時株主総会において算定方法における概要とともに年額9,100万円以内（社外取締役は除く）としてご承認をいただき、今日に至っております。

今般、当社では2025年3月期から開始する中期経営計画を公表いたしました。持続的成長に向けた「ビジネスモデル変革」を軸として、企業価値の持続的な向上促進に必要なインセンティブである役員報酬制度の見直しを行っており、取締役の責務が増大するなか、今後も優秀な人材を獲得・保持できる報酬水準とし、昨今の経済情勢、市場動向および他社水準等の事情に鑑みまして金銭報酬額を改めさせていただきたいと存じます。

また、取締役に支給する金銭報酬において、基本報酬（固定報酬）と業績連動型報酬（賞与）と区分してご承認いただいておりますが、企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブとして、刻々と変化する事業環境の変化と報酬制度としての機動的なインセンティブ設計ができるよう業績連動型報酬（賞与）の算定方法を見直すとともに、基本報酬（固定報酬）と業績連動型報酬（賞与）の上限金額を区分していることを変更し、区分を行わないこととしたうえ、金銭報酬額の上限金額については年額5億円以内（うち社外取締役分は年額9,000万円以内）として改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を一部改定し定めており、その概要は事業報告「3. (2) ④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりですが、本議案および第6号議案をご承認いただいた場合には、その内容を本招集ご通知21頁～22頁に記載の「（ご参考）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（第5号議案および第6号議案が承認された場合）」のとおりに変更することを予定しております。

本議案の内容は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会および取締役会における審議を経てることから、相当であると考えております。

現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役は5名）ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」を原案どおりご承認いただきましても、取締役の員数は8名（うち社外取締役は5名）となります。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の内容改定の件

1. 提案の理由および当該報酬の一部改定を相当とする理由

当社は、当社および子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役、対象会社の非常勤取締役、および国内非居住者を除く。以下同じ。以下「対象取締役」という。）を対象に、単年度計画で掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式およびその換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、2022年6月29日開催の第112回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき導入しておりますが、本議案では、本制度を一部改定のうえ、継続をお願いするものであります。

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を一部改定し定めており、その概要は事業報告「3. (2) ④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりですが、第5号議案および本議案をご承認いただいた場合には、その内容を本招集ご通知21頁～22頁に記載の「（ご参考）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（第5号議案および第6号議案が承認された場合）」のとおりに変更することを予定しております。

本制度の改定は、取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上に向けたインセンティブを図るとともに、業績目標達成の意欲をこれまで以上に高めることおよび、株主の皆様との利害共有を更に深めることにつながり、相当であると考えております。なお、本議案の内容は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会および取締役会における審議を経ております。

また、現在の当社の対象取締役の員数は3名であります。第2号議案「取締役8名選任の件」を原案どおりご承認いただきましても、当社の対象取締役の員数は3名となります。

2. 本制度における改定後の内容等

(1) 現行の本制度の概要

本制度は、中期経営計画の対象となる期間（以下「対象期間」という。）を対象とし、対象会社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて対象取締役に当社株式等を業績目標の達成度等に応じて交付等を行う株式報酬制度です。

(2) 本制度の改定内容

本制度の改定は、対象取締役の報酬と当社業績の間により連動性を持たせ、中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識をこれまで以上に高めることを目的としており、株主の皆様との利害価値共有を更に深めることにつながるものです。

このため、本制度の継続にあたり、従前の制度から以下の点を一部改定します。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者

改定前	改定後
当社および子会社3社（ <u>ダイワボウ情報システム株式会社、大和紡績株式会社、株式会社オーエム製作所</u> ）の取締役（ <u>社外取締役、非常勤取締役、および国内非居住者を除く。</u> ）	当社および <u>当社の主要子会社</u> の取締役（ <u>社外取締役、非常勤取締役、および国内非居住者を除く。</u> ）
<p>【本項目の改定理由】 今後の戦略的な事業ポートフォリオの再編を目的とした組織再編等に機動的に対応ができるよう、本制度の対象となる子会社を限定せずに、当社が主要子会社として位置づける会社に本制度を導入するとともに、企業価値増大への意欲をグループ全体で更に高めるため、当社の主要子会社の取締役を、本制度の対象者に追加するものです。</p>	

② 当社が拠出する金員の上限

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業年度あたりの上限を1億2,600万円とし、対象期間の年数を乗じた金額（<u>うち1事業年度あたりの当社分の上限は2,100万円</u>） ・ <u>当初の対象期間である2事業年度を対象とした上限金額は2億5,200万円</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業年度あたりの上限を<u>9,600万円</u>とし、対象期間の年数を乗じた金額（<u>主要子会社分を含めない</u>）
<p>【本項目の改定理由】 中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識をこれまで以上に高めるとともに、当社の中長期的な成長および株主の皆様と利害価値を共有するため、本制度導入後の当社株価の上昇等を踏まえ、業績連動による株式報酬の金額上限を引き上げるものです。 また、今後機動的に対応ができるよう、株主の皆様にお諮りする拠出する金員・当社株式等の上限は、主要子会社分を含めず、当社分のみといたします。 なお、本制度改定後の対象期間である3事業年度（2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度）を対象とした上限金額は2億8,800万円（主要子会社分を含めない）となります。</p>	

③ 対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業年度あたりに付与されるポイント数の上限を79,000ポイントとし、対象期間の年数を乗じたポイント数（うち1事業年度あたりの当社分の付与されるポイント数の上限は13,000ポイント） ・ 当初の対象期間である2事業年度を対象として付与されるポイント数の上限は、158,000ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業年度あたりに付与されるポイント数の上限を34,000ポイントとし、対象期間の年数を乗じたポイント数（主要子会社分を含めない）
<p>【本項目の改定理由】</p> <p>中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識をこれまで以上に高めるとともに、当社の中長期的な成長および株主の皆様と利害価値を共有するため、業績連動による株式報酬において交付する当社株式数の上限を引き上げるものです。</p> <p>また、今後機動的に対応ができるよう、株主の皆様にお諮りする拠出する金員・当社株式等の上限は、主要子会社分を含めず、当社分のみといたします。</p> <p>なお、本制度改定後の対象期間である3事業年度（2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度）を対象として付与されるポイント数の上限は、102,000ポイント（主要子会社分を含めない）となります。</p> <p>なお、1ポイントは当社普通株式1株とし、上記の1事業年度あたりに付与されるポイント数に相当する株式数の上限の発行済株式の総数（2024年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.04%となります。</p>	

④ 業績達成条件の内容

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初対象期間の指標は連結売上高、連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき算定 ・ 上記の指標は、対象期間ごとに見直しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年3月31日で終了する事業年度から始まる対象期間の指標は連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき算定 ・ 上記の指標は、対象期間ごとに見直しを実施
<p>【本項目の改定理由】</p> <p>2025年3月31日で終了する事業年度から始まる対象期間の業績連動目標は、グループ会社全体として中長期的な成長に重要な指標である「連結営業利益」等といたします。</p>	

(3) 本制度改定に係るその他の事項

その他、対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期（原則として、退任時に交付）等、内容に変更はございません。

《ご参考》

第112回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた本制度の主な内容

項目	内容
本制度の対象者	当社および子会社3社（ダイワボウ情報システム株式会社、大和紡績株式会社、株式会社オーエム製作所）の取締役（社外取締役、非常勤取締役および国内非居住者を除く。）
本制度の対象期間	中期経営計画に合わせて各3事業年度 （導入当初は2023年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの連続する2事業年度）
当社株式の取得方法	当社（自己株式処分）または株式市場から取得
対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期	原則として、退任時 ただし、本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するときまで継続保有する

(ご参考) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針 (第5号議案および第6号議案が承認された場合)

当社は、2024年5月9日開催の取締役会において以下概要のとおり、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、中長期的な業績向上と企業価値増大に対するインセンティブを高めることならびに優秀な人材を獲得・保持できる報酬水準を維持し、かつ透明性・客観性が高いものであることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、上記基本方針に則り、(Ⅰ)基本報酬(固定報酬)、(Ⅱ)業績連動型金銭報酬、(Ⅲ)業績連動型株式報酬により構成する。

社外取締役の報酬については、客観的、独立的立場から経営に対して監督および助言を行うという役割に鑑み、基本報酬(固定報酬)のみとする。

取締役会は代表取締役社長と社外取締役の計3名以上で構成する報酬委員会を設置し、報酬委員会は取締役会に対して、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等の決定に関する答申・提言を行うものとする。

(2) 基本報酬(固定報酬)の個人別の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

基本報酬(固定報酬)は、各取締役の役位、職責に応じた額とし、金銭による固定報酬として毎月支給する。

報酬水準については、経済・社会情勢、当社の経営環境・業績を踏まえるとともに、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、毎年、役位ごとの報酬水準が上記基本方針に則っているかを検証のうえ、取締役会における代表取締役社長一任決議を経て、代表取締役社長が決定することとする。

(3) 業績連動型金銭報酬ならびに業績連動型株式報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動型金銭報酬は、毎年、一定の時期に支給する。

指標として連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき算定する。

業績連動型株式報酬は、業績目標の達成度や中長期の企業価値向上に連動する報酬として、退任時に株式を支給するものとし、その内容は業績非連動部分と業績連動部分にて構成され、業績非連動部分は概ね株式報酬総額の30%に設定する。

業績連動部分は最高額を概ね株式報酬総額の70%に設定する。指標として連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき100%~0%の範囲内にて算定する。

業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等の決定に際しては、報酬委員会において検討のうえ取締役会に答申・提言を行うものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って決定することとする。

(4) 基本報酬(固定報酬)の額、業績連動型金銭報酬の額または業績連動型株式報酬の額等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、(Ⅰ)基本報酬(固定報酬)、(Ⅱ)業績連動型金銭報酬、(Ⅲ)業績連動型株式報酬の割合を、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬がいずれも最高額の場合、概ね50対35対15と設定し、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、取締役会において決定することとする。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（固定報酬）の額の決定ならびに、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬における業務執行取締役の評価に関する原案策定とする。

当該権限が適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬における業務執行取締役の評価に関して原案を策定し、取締役会は報酬委員会に諮問のうえ答申・提言を得るものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等を決定することとする。

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

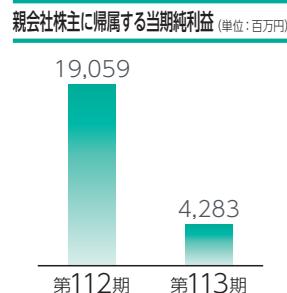
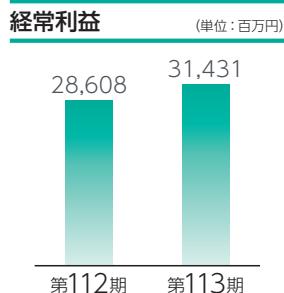
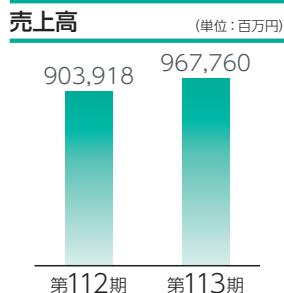
(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行され社会経済活動が正常化に向かうなか、企業収益の改善や個人消費が底堅く推移し、緩やかな景気回復がみられました。一方、世界情勢の不安定化、資源・エネルギー価格の高止まり、円安による物価の上昇など先行きについては不透明な状況が継続しております。

このような状況において、当社グループは中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）の対象期間を「将来にわたる発展を見据えた転換期」と捉え、グループ基本方針として「次世代成長ドライバーの創出」「リーディングカンパニーとして新たな社会作りへの貢献」「経営基盤変革」を掲げ、次なる時代に向けた成長戦略と事業を通じた社会貢献の実践による企業価値の向上に取り組みました。

また、2024年3月には、当社および大和紡績株式会社の企業価値最大化の観点から、繊維事業の独立化を実現するために、大和紡績株式会社の発行済株式の85.0%を株式会社アスパラントグループS P C 11号に譲渡いたしました。これに伴い、繊維事業は当連結会計年度末をもって連結の範囲から除外されることになりました。

その結果、当期の連結業績は、売上高9,677億6千万円（前年同期比7.1%増）、営業利益は309億6千3百万円（前年同期比10.8%増）、経常利益は314億3千1百万円（前年同期比9.9%増）となりました。これに特別利益として投資有価証券売却益6千万円を計上し、特別損失として固定資産除売却損1億1千3百万円、大和紡績株式会社の株式譲渡などに伴う減損損失167億2千3百万円と事業譲渡損10億3千9百万円、その他2千5百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は42億8千3百万円（前年同期比77.5%減）となりました。



事業別の状況は次のとおりであります。

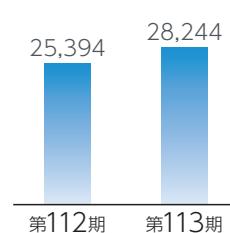
ITインフラ流通事業



売上高 (単位:百万円)



営業利益 (単位:百万円)



全国各地の営業拠点において対面訪問の機会が増加し、円滑なコミュニケーションにより好調な企業業績を背景としたIT投資に関連する多くの商談が発生しました。また、2025年10月に控えるWindows10サポート期間終了や、2025年3月期から徐々に本格化するGIGAスクール端末の入れ替えに関する相談も増加しています。PCは第4四半期に需要の高まりを見せたことで販売台数が増加し、単価上昇も相まって売上高は前年同期を上回る結果となり、あわせてPC、タブレットなどのデバイス製品を中心に周辺機器やサービス&サポートの付加価値提案・複合提案を推進し需要を獲得しました。特に中型から大型のIT投資案件を安定的に受注したことで、企業・官公庁向けの販売実績は前年を上回りました。「iKAZUCHI(雷)」を通じたクラウドサービスなどの拡充や提案活動を強化し、重点施策であるサブスクリプションビジネスについても売上高が順調に拡大しました。

以上の結果、当事業の売上高は8,946億9千3百万円（前年同期比7.9%増）、営業利益は282億4千4百万円（前年同期比11.2%増）となりました。

繊維事業



売上高 (単位:百万円)



営業利益 (単位:百万円)



合織・レーヨン部門では、フェイスマスク・制汗シート等の不織布製品は堅調な需要に支えられて販売数量を伸ばしましたが、衛材用原綿の在庫調整や米国住宅市況に関連した需要の低迷、原燃料価格の高止まりなどもあり、利益面で苦戦しました。産業資材部門では、建築シートやベルト関連は堅調に推移、ゴムスポンジは収益改善したものの需要回復が遅れるカートリッジフィルターは伸び悩みました。衣料製品部門では、米国向け輸出の需要低迷はあったものの、一部の国内アパレル向けが堅調に推移したことや価格転嫁の実施による収益改善などもあり、前年比では増益となりました。繊維事業全体としては、原燃料価格の高止まりや主力製品の販売不振が響き、特に利益面において期初の業績予想から大きく乖離する実績となりました。

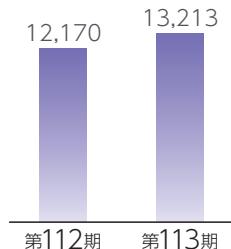
なお、2024年3月に大和紡績株式会社の発行済株式の85.0%を譲渡しておりますが、数値としては12か月分を反映しております。

以上の結果、当事業の売上高は592億1千万円（前年同期比4.5%減）、営業利益は15億8千万円（前年同期比5.4%増）となりました。

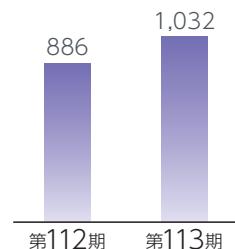
産業機械事業



売上高 (単位:百万円)



営業利益 (単位:百万円)



工作機械部門では、風力発電や高効率タービンで需要のあるエネルギー業界や、コロナ禍により低迷していた航空機業界向け小型エンジンの需要回復がみられました。一方、活況が継続していた中国市場は、特に風力発電業界において在庫調整局面を迎え需要が減少しました。自動機械部門では、仕入原価高騰の影響を受けました。

以上の結果、当事業の売上高は132億1千3百万円（前年同期比8.6%増）、営業利益は10億3千2百万円（前年同期比16.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、ITインフラ流通事業における基幹システムの強化、産業機械事業における長岡工場の拡張および繊維事業の生産性改善や品質向上のための投資を中心に、投資金額は26億7千9百万円で、所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行とコミットメントラインを締結しております。コミットメントラインの総額は133億5千万円で、当期末の実行残高はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第110期 (2021年3月期)	第111期 (2022年3月期)	第112期 (2023年3月期)	第113期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高(百万円)	1,043,534	763,838	903,918	967,760
経常利益(百万円)	35,781	24,554	28,608	31,431
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	25,715	16,988	19,059	4,283
1株当たり当期純利益	267円47銭	178円14銭	202円79銭	45円82銭
総資産(百万円)	383,757	356,203	406,688	405,256
純資産(百万円)	129,322	136,173	143,961	142,133
1株当たり純資産額	1,334円35銭	1,422円20銭	1,529円95銭	1,518円56銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき、それぞれ算出しております。なお、第112期より「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を自己株式に含めてそれぞれ算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第111期の期首から適用しており、第111期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 2024年3月27日付で大和紡績株式会社の発行済株式の85.0%を株式会社アスパラントグループSPC11号に譲渡しております。

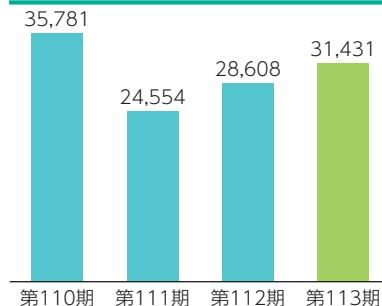
売上高

(単位:百万円)



経常利益

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、引き続き持ち直しの動きが続くことが期待されますが、原材料、エネルギーコスト高騰の長期化や円安による影響が懸念され、当面は不透明な状況が続くと見込まれます。

こうしたなか、当社グループは2025年3月期からの3か年の中期経営計画を策定し、本年5月に公表いたしました。本計画におけるグループ基本方針は、「ホールディングス体制での成長」「“過去最高”へのチャレンジ」「ステークホルダーエンゲージメントの向上」の3点といたしました。

「ホールディングス体制での成長」については、持株会社として新たな事業領域への参入を探求し、事業会社においては、セグメント内での強化・再編に着手してまいります。

「“過去最高”へのチャレンジ」については、売上高、利益における過去最高業績の更新にチャレンジいたします。さらに会社、組織、事業、個人それぞれのフィールドでベストパフォーマンスを発揮していくことを目指してまいります。

「ステークホルダーエンゲージメントの向上」については、株主・投資家、従業員、取引先の皆様、地域社会など、あらゆるステークホルダーとの信頼関係向上と相互理解による協働を目指します。また、人的資本、システム、ガバナンス面など必要とされる経営基盤のさらなる強化を実施いたします。特に、人的資本施策に注力することにより、グループ全体でウェルビーイング経営の推進に取り組んでまいります。

事業別の施策といたしましては、ITインフラ流通事業においては、PC需要が2025年10月に控えるWindows10サポート期間終了を見据え、需要の高まりを見せつつあります。2025年3月期はこの需要に対応するためにPCメーカーと共に商材確保およびリプレース提案の促進に努め、さらなる受注獲得を目指します。また、文教分野でもGIGAスクール構想第2期の状況が徐々に具体化するなか、エリア毎のパートナーと連携することで、営業活動を進めてまいります。全体の市況感としては高水準の企業業績に支えられ、DX関連投資は積極的に行われることが期待されています。インフラビジネスを軸に、クラウドサービスの提案を強化し、パートナーや顧客の生産性を高めるオリジナルサービスの開発と提案も強化してまいります。当社の強みを活かしてエリアごとのパートナーと共に、着実にエンドユーザを見据えた取組みを実行することで、業績拡大を目指します。

産業機械事業においては、工作機械部門では、工場拡張および人員育成により汎用製品の在庫生産を強化することで、即納需要の取込みを図ってまいります。また、航空機業界向けに開発した高効率生産システムをエネルギー業界向け需要に対して展開し、省人化、無人化に向けた提案営業を強化してまいります。自動機械部門では、生産の平準化と収益の安定確保を図るとともに、技術力向上のため、教育の充実を図ります。また、中国包装機メーカーとの協業により現地生産を推進し、コスト低減、納期短縮、アフターサービス体制の強化を図ることで、中国市場での競争力向上に取り組んでまいります。

◎中長期ビジョン『2030 VISION』

当社グループは2024年5月に新たな中期経営計画とともに、中長期ビジョン『2030 VISION』を公表いたしました。『2030 VISION』において当社が描くエクイティストーリーは、IT分野を軸に新たな事業領域へ経営資源を投入し、バリューチェーンのさらなる発展につながるグループ体制を構築するというものです。また、2030年のあるべき姿として、社会に求められる事業モデルを創造する「なくてはならない企業グループ」となること、ディストリビューションを不動のコアに、IT市場全体を“つなぐ”All-in-One

Solution Companyとなること、そして2030年度（2031年3月期）に連結営業利益500億円を目指すことを目標に掲げました。

新たに策定した中期経営計画については、『2030 VISION』における重要な挑戦期間であることを踏まえ、「事業ポートフォリオ変革による躍進期」と位置づけました。繊維事業の独立が実現したことに伴い、当社は新たな体制で中期経営計画をスタートさせましたが、グループとしてのポテンシャルをこれまで以上に高めるべく、事業ポートフォリオ変革を追求する経営により、2030年までの成長スピードを段階的に加速させていきたいと考えております。

当社は、コーポレートガバナンスを経営上の最重要課題の一つとして認識しております。グループ各社との連携のもと、内部統制機能の一段の強化と、より最適なガバナンス体制の確立に努め、株主の皆様をはじめステークホルダーとの良好な信頼関係を保ちながら、サステナビリティ活動の充実など、なお一層の自己変革に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいりたい所存です。

株主の皆様には、引き続き倍旧のご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
ダイワボウ情報システム株式会社	11,813	100.0	情報処理機器・通信機器の販売
株式会社オーエム製作所	1,660	100.0	工作機械の製造、販売
ディーアイエスサービス & ソリューション株式会社	50	100.0	システムおよびIT機器の導入、 運用、障害復旧支援、倉庫業
アルファテック・ ソリューションズ株式会社	1,000	100.0	ITインフラおよび情報系アプリケ ーションシステムの企画・設計、開 発・構築、導入・展開、保守・運用
株式会社オーエム機械	100	100.0	自動機械の製造、販売
蘇州大和針織服装有限公司	(出資金) 5,498千USDドル	76.7	衣料品の製造、販売

- (注) 1. 資本金は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社およびアルファテック・ソリューションズ株式会社の議決権比率は、ダイワボウ情報システム株式会社の所有に係る間接保有であります。
3. 株式会社オーエム機械の議決権比率は、株式会社オーエム製作所の所有に係る間接保有であります。
4. 蘇州大和針織服装有限公司は、2023年7月1日の株主会で解散決議を行っており、清算手続中であります。
5. 2024年3月27日付で大和紡績株式会社の発行済株式の85.0%を株式会社アスパラントグループSPC11号に譲渡しております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ダイワボウ情報システム株式会社	大阪市北区中之島3丁目2番4号	42,736百万円	120,024百万円

(注) 2024年3月27日付で大和紡績株式会社の発行済株式の85.0%を株式会社アスパラントグループSPC11号に譲渡しております。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
ITインフラ流通事業	コンピュータ機器および周辺機器の販売等
産業機械事業	生産設備用機械製品、鋳物製品の製造販売業

(注) 2024年3月27日付で大和紡績株式会社の発行済株式の85.0%を株式会社アスパラントグループSPC11号に譲渡しております。
なお、繊維事業、保険代理店業およびエンジニアリング業については、当連結会計年度末をもって連結の範囲から除外されることになりました。

(8) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市

② 子会社

名 称	事 業 所 名	所 在 地	主 要 製 品
ダイワボウ情報システム株式会社	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 社	東 京 都 品 川 区	
	支 店 ・ 営 業 所	全 国 9 4 拠 点	
株 式 会 社 オ ー エ ム 製 作 所	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 店	東 京 都 台 東 区	
	長 岡 工 場	新 潟 県 長 岡 市	工作機械
ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社	本 社	大 阪 市	
	東京大井町事業所	東 京 都 品 川 区	
	関東吉見事業所	埼 玉 県 比 企 郡	
アルファテック・ソリューションズ株式会社	本 社	東 京 都 品 川 区	
	神谷町オフィス	東 京 都 港 区	
	新大阪オフィス	大 阪 市	
株 式 会 社 オ ー エ ム 機 械	本 社	東 京 都 台 東 区	
	大 阪 支 店	大 阪 市	
	穴 道 工 場	島 根 県 松 江 市	自動機械
蘇州大和針織服装有限公司	本 社 ・ 工 場	中 国	

(注) 1. 2024年3月27日付で大和紡績株式会社の発行済株式の85.0%を株式会社アスパラントグループSPC11号に譲渡しております。
 2. 蘇州大和針織服装有限公司は、2023年7月1日の株主会で解散決議を行っており、清算手続中であります。

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
2,867名	2,565名減

- (注) 1. 上記には嘱託社員を含めております。
2. 従業員数が前期末と比べて2,565名減少しておりますが、その主な理由は、2024年3月27日付で大和紡績株式会社の発行済株式の85.0%を株式会社アスパラントグループSPC11号に譲渡したことによるものであります。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	4,200
株式会社山陰合同銀行	2,420
兵庫県信用農業協同組合連合会	1,930
株式会社常陽銀行	1,470
株式会社紀陽銀行	1,410

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
(2) 発行済株式の総数 96,356,460株
(3) 株主数 10,871名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,505	15.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,512	6.96
株式会社三菱UFJ銀行	3,080	3.29
JPMORGANCHASEBANK380055	2,881	3.08
ダイワボウ従業員持株会	2,553	2.73
SSBTCCLIENTOMNIBUSACCOUNT	2,114	2.26
STATESTREETBANKANDTRUSTCOMPANY505018	1,754	1.88
株式会社山陰合同銀行	1,568	1.68
JPMORGANCHASEBANK385632	1,428	1.53
BBHFORFIDELITYLOW-PRICEDSTOCKFUND(PRINCIPALALLSECTORSUBPORTFOLIO)	1,368	1.46

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,776,647株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式(2,776,647株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	性別	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 村 幸 浩	男性	ダイワボウ情報システム(株) 監査役 (株)オーエム製作所 監査役
取 締 役	安 田 充 成	男性	経営管理担当 兼 人事総務室長 兼 法務コンプライアンス室長 ダイワボウ情報システム(株) 監査役 (株)オーエム製作所 監査役
取 締 役	猪 狩 司	男性	経営戦略担当 兼 経営戦略室長
取 締 役	土 肥 謙 一	男性	
取 締 役	中 村 一 幸	男性	
取 締 役	吉 丸 由 紀 子	女性	積水ハウス(株) 社外取締役 三井化学(株) 社外取締役
取 締 役	藤 木 貴 子	女性	グーグル(同) 上級執行役員 営業本部長
取 締 役	堀 哲 朗	男性	東京エレクトロン(株) 経営戦略室 エグゼクティブアドバイザー バリュー・クエスト・パートナーズ(株) 管理統括 兼 法務・知財アドバイザー
常 勤 監 査 役	小 野 正 也	男性	
監 査 役	植 田 益 司	男性	公認会計士・税理士 (株)キャピタル・アセット・プランニング 社外監査役
監 査 役	角 石 紗 恵 子	女性	弁護士

- (注) 1. 藤木 久氏は、2023年6月29日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって社外監査役を退任いたしました。
2. 取締役 土肥謙一、中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子、堀 哲朗の5氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 植田益司氏は、2023年12月22日付で株式会社キャピタル・アセット・プランニング社外監査役に就任されております。
4. 監査役 植田益司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 植田益司、角石紗恵子の両氏は、社外監査役であります。
6. 当社は、全ての社外取締役および社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、全ての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の主要な子会社の取締役・監査役であり、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行に關し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員数 (人)
		基本報酬	業績連動型 金銭報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	209 (44)	158 (44)	40 (-)	11 (-)	8 (5)
監査役 (うち社外監査役)	33 (13)	33 (13)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計	242 (58)	191 (58)	40 (-)	11 (-)	12 (8)

- (注) 1. 上記には、2023年6月29日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって退任した、社外監査役1名を含めております。
 2. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 上記の業績連動型株式報酬の総額は、取締役(社外取締役を除く)に対する「役員報酬B I P信託」に係る当事業年度における役員株式給付引当金繰入額であります。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動型報酬は、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬より構成されております。

業績連動型金銭報酬は、指標として連結売上高、連結営業利益の目標値に対する達成度合い等を定め、前事業年度の業績に基づき算出された額を毎年一定の時期に支給することとしております。

業績連動型金銭報酬額の算定方法は、役位毎に定められた基準額につき、前事業年度の業績に基づき基準額のプラスマイナス30%の範囲内にて算定しております。

業績連動型株式報酬は、当社が当社取締役に対する報酬の原資と、対象子会社の取締役の報酬の原資となる金銭とを合わせて信託(以下「本信託」という。)を設定し、本信託が信託された金銭を原資として取得した当社株式を、本信託を通じて対象取締役に当社株式および換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)の交付および給付(以下「交付等」という。)を行うインセンティブプランです。本制度の対象となる期間は、2023年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの連続する2事業年度(下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の中期経営計画に合わせて各3事業年度とし、以降同様の期間で継続する予定。)とし、各事業年度に役位および業績達成度に応じて一定のポイントを対象取締役に付与のうえ累積し、対象取締役が退任する際に、累積されたポイント数に基づいて対象取締役に交付等する当社株式等を算出しております。

業績連動型株式報酬は、業績非連動部分と業績連動部分にて構成され、業績非連動部分は概ね株式報酬総額の30%に設定します。業績連動部分は最高額を概ね株式報酬総額の70%に設定し、指標として連結売上高、連結営業利益の目標値に対する達成度合い等を定め、前事業年度の業績に基づき100%~0%の範囲内にて算定いたします。

業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等の算定方法につき、指標として連結業績を用いる理由は、当社は純粋持株会社であり、当社取締役は当社連結子会社を含むグループ全体の業績を向上させる役割を担っており、連結業績により評価することが適当と考えるからであります。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、基本報酬（固定報酬）については年額3億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額9,000万円以内）、業績連動型株式報酬については1事業年度当たりの拠出する金員の上限額は2,100万円、当社の取締役に交付が行われる当社の株式数の上限は1事業年度当たり13,000ポイント（1ポイントは当社普通株式1株）とすることで、2022年6月29日開催の当社定時株主総会にて決議、承認されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は4名）です。

また、業績連動型金銭報酬については年額9,100万円以内（社外取締役を除く）とすることで、2020年6月26日開催の当社定時株主総会にて決議、承認されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

当社監査役の報酬額は、年額5,760万円以内とすることで2020年6月26日開催の当社定時株主総会にて決議、承認されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

A. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）につき2022年6月29日開催の取締役会において一部改定する決議をいたしました。

B. 決定方針の内容の概要

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、中長期的な業績向上と企業価値増大に対するインセンティブを高めることならびに優秀な人材を獲得・保持できる報酬水準を維持し、かつ透明性・客観性が高いものであることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、上記基本方針に則り、(Ⅰ)基本報酬（固定報酬）、(Ⅱ)業績連動型金銭報酬、(Ⅲ)業績連動型株式報酬により構成する。

社外取締役の報酬については、客観的、独立的立場から経営に対して監督および助言を行うという役割に鑑み、基本報酬（固定報酬）のみとする。

取締役会は代表取締役社長と社外取締役の計3名以上で構成する報酬委員会を設置し、報酬委員会は取締役会に対して、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等の決定に関する答申・提言を行うものとする。

(2) 基本報酬（固定報酬）の個人別の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬（固定報酬）は、各取締役の役位、職責に応じた額とし、金銭による固定報酬として毎月支給する。

報酬水準については、経済・社会情勢、当社の経営環境・業績を踏まえるとともに、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、毎年、役位ごとの報酬水準が上記基本方針に則っているかを検証のうえ、取締役会において決定することとする。

(3) 業績連動型金銭報酬ならびに業績連動型株式報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型金銭報酬は、毎年、一定の時期に支給する。

指標として連結売上高、連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づ

き基準額のプラスマイナス30%の範囲内にて算定する。

業績連動型株式報酬は、業績目標の達成度や中長期の企業価値向上に連動する報酬として、退任時に株式を支給するものとし、その内容は業績非連動部分と業績連動部分にて構成され、業績非連動部分は概ね株式報酬総額の30%に設定する。

業績連動部分は最高額を概ね株式報酬総額の70%に設定する。指標として連結売上高、連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき0%~100%の範囲内にて算定する。

業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等の決定に際しては、報酬委員会において検討のうえ取締役会に答申・提言を行うものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って決定することとする。

- (4) 基本報酬（固定報酬）の額、業績連動型金銭報酬の額または業績連動型株式報酬の額等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、(I)基本報酬(固定報酬)、(II)業績連動型金銭報酬、(III)業績連動型株式報酬の割合を、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬がいずれも最高額の場合、概ね6対3対1と設定し、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、取締役会において決定することとする。

- (5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（固定報酬）の額の決定ならびに、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬における業務執行取締役の評価に関する原案策定とする。

当該権限が適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬における業務執行取締役の評価に関して原案を策定し、取締役会は報酬委員会に諮問のうえ答申・提言を得るものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等を決定することとする。

- C. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関して策定された原案について、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2022年6月29日開催の取締役会にて代表取締役社長 西村幸浩氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。権限の内容は、各取締役の基本報酬（固定報酬）の額の決定および業績連動型報酬の評価に関する原案策定となり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。当該権限が適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関して原案を策定し、取締役会は報酬委員会に諮問のうえ答申・提言を得るものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って業績連動型報酬の額等を決定することとしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 吉丸 由紀子氏は、積水ハウス(株)、三井化学(株)の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 藤木 貴子氏は、グーグル(同)の上級執行役員 営業本部長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 堀 哲朗氏は、東京エレクトロン(株)の経営戦略室 エグゼクティブアドバイザー、バリュー・クエスト・パートナーズ(株)の管理統括兼法務・知財アドバイザーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 植田 益司氏は、(株)キャピタル・アセット・プランニングの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況
社外取締役	土 肥 謙 一	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に繊維業界の会社経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 20回/20回 (100%)
	中 村 一 幸	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にICT業界の上場会社経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 20回/20回 (100%)
	吉 丸 由 紀 子	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、上場会社の社外取締役としてガバナンス強化への取組みを行っていること等により培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 20回/20回 (100%)

	氏名	主な活動状況および 期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況
社外取締役	藤木 貴子	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にICT業界において世界的に大きな地位を占める企業において培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 20回/20回 (100%)
	堀 哲朗	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に国際的な上場企業における経営者としての豊富な経験とともに、経営企画・経営戦略、法務・知財、財務・会計・ファイナンスについて豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 16回/16回 (100%)
	氏名	主な活動状況	出席状況
社外監査役	植田 益司	公認会計士・税理士であり財務・会計の専門家として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、独立的な立場から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 20回/20回 (100%) 監査役会 15回/15回 (100%)
	角石 紗恵子	弁護士であり法律の専門家として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、独立的な立場から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 16回/16回 (100%) 監査役会 11回/11回 (100%)

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	168

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。
3. 上記の当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当連結会計年度末に連結の範囲から除外した大和紡績株式会社およびその子会社が支払うべき金額43百万円を含んでおります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2020年4月23日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守および企業倫理の浸透をグループ会社の取締役および使用人に徹底するため、「グループ企業行動憲章」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。
- ② 内部監査部門である監査室が、各部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査する一方、「コンプライアンス規則」を整備し、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置により、当社グループ内の法令遵守および企業倫理の取組みを横断的に推進・統括する。
- ③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が情報提供を行う手段として法務コンプライアンス室が所管する「ダイヤボウ・ヘルプライン」を設置・運営することにより、問題を未然に防止するよう努める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 「文書取扱規程」の整備により、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存する。
- ② 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規則」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、「危機管理規則」の整備により甚大な損失の及ぼす影響の極小化と再発防止に努める。
- ② 当社グループ内のリスク管理の取組みを横断的に統括、推進するため、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、新たに発生した各種リスクについて、同委員会において速やかに対処方針を決定し、リスク管理体制の実効性を確保する。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、純粋持株会社として、取締役会の機能をグループ戦略の立案、業務執行の監督に特化し、グループ会社の取締役にはそのグループ戦略に基づいた業務の執行と責任を担わせ、担当区分を明確にすることにより、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制を構築する。
- ② 当社グループは、中期経営計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会において、ITを活用した管理会計システムに基づき、月次レビューと改善策の提案により、業績管理を徹底する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす事項は、経営戦略会議等において審議するとともに、当社およびグループ会社の取締役は、グループ戦略方針に立脚した具体的施策と業務規程に基づく業務遂行体制を決定する。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社をカテゴリー別に区分し、基本的権限を定めた「グループ経営管理規程」を整備し、グループの全体最適性を最優先課題とした業務運営の適正な管理を実践する。
- ② グループ会社は自ら業務運営の適正管理を実践するとともに、当社はそれらを監督する取締役を任命

し、法令および定款の遵守とリスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社の各スタッフ部門はこれらを機能横断的に支援する。

- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 監査役は必要に応じ、監査室に属する使用人に対し、監査役の職務の補助を命じることができる。
 - ② 監査室に属する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (7) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と、次に定める事項について監査役に対して随時報告する。
 - A 会社の信用を大きく低下させるおそれのある事項
 - B 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - C 重大な法令・定款違反その他重要な事項
 - ② 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人が、前号に定める事項に関する事実を発見した場合は、「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、監査役に報告する。
 - ③ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人に報告を求めることができ、当該取締役・監査役・使用人はこれに応じる。
- (8) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、報告者に対する解雇その他の不利益取扱いを禁止する。
- (9) **当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言する。また、グループ会社の各部門にも出向いて業務執行を監査する。
 - ② 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととする。また、代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) **当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**
 - ・法令遵守の基本となる「グループ規範」や「グループ企業行動憲章」などをまとめた「グループ理念体系」について、社内イントラネットへの掲載や教育等を通じて、全役職員に対して周知徹底を行っております。
 - ・コンプライアンス委員会を3か月に1回開催し、グループにおけるコンプライアンス体制の維持・管理、コンプライアンス意識の普及・啓発に取り組んでおります。
 - ・コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、コンプライアンス委員会において報告しております。
- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - ・「文書取扱規程」に基づき、文書等を保存・管理し、閲覧できる体制を構築しております。
- (3) **当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・「リスク管理規則」に基づき、「経営リスク」「業務リスク」「環境・安全・品質リスク」について、それぞれの所管部門が専門的にリスク管理を行っております。
- (4) **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・取締役会を毎月開催し、業績の進捗状況を確認するとともにグループ各社の経営問題等について議論しております。
 - ・取締役会において審議される事項については、事前にグループ各社の取締役会や経営会議において審議しております。
- (5) **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ・「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社をカテゴリー別に区分し、取締役会においてグループ各社に関する重要事項について審議・決定するなど、グループ各社の業務執行を管理しております。
- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
 - ・監査役が、監査室に所属する使用人に対し職務の補助を命じた場合は、使用人は取締役の指揮命令は受けないこととしております。
- (7) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
 - ・監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人からの報告を受けております。
 - ・監査役は、コンプライアンス委員会に出席し、コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、報告を受けております。

- (8) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に基づき、報告者の保護を行っております。
- (9) **当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・監査役が職務の執行について生ずる費用または債務について請求したときは、職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- (10) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。
 - ・監査役は、会計監査人との連携により定期的に業務監査を実施するとともに、グループ会社に出向いて業務執行の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の皆様の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、資本市場における株式の大規模買付提案のなかには、その目的等からみて、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

そのような提案に対して、当社取締役会といたしましては、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、つまり企業価値向上および株主共同の利益のために、次の取組みを実施しております。

① 経営体制の改革

当社は、1941年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されましたが、純粋持株会社への移行、ITインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立、産業機械事業の再編と、継続して事業構造の改革を実行してまいりました。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据えて、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」という「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げました。

2024年には、事業ポートフォリオについて、「ベストオーナーか」「持続的な価値創出が可能か」という2つの観点から検証を行い、繊維事業の事業価値最大化を図るため、繊維事業の独立化を実行いたしました。

② 中期経営計画

当社は、2021年4月1日から中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）をスタートさせました。本計画の対象期間を「将来にわたる発展を見据えた転換期」と捉え、グループ基本方針として「次世代成長ドライバーの創出」「リーディングカンパニーとして新たな社会作りへの貢献」「経営基盤変革」を掲げ、次なる時代に向けた成長戦略と事業を通じた社会貢献の実践による企業価値向上に努めてまいりました。

また、2024年4月1日からは、新たな中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）をスタートさ

せております。本計画の対象期間を重要な挑戦期間と考え、「事業ポートフォリオ変革による躍進期」と位置づけております。事業ポートフォリオ変革を追求する経営により成長スピードを段階的に加速させてまいります。

(3) **基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な開示を行い、株主の皆様の検討時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社は、2009年6月26日開催の第99回定時株主総会で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を承認いただき、その後の定時株主総会で二度にわたり継続導入を承認いただいておりますが、2018年6月28日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了しております。

(4) **前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由**

上記(2)および(3)で述べた取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、上記(1)の会社の支配に関する基本方針および株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	377,245	流 動 負 債	239,742
現金及び預金	69,372	支払手形及び買掛金	206,212
受取手形及び売掛金	236,306	短期借入金	8,400
電子記録債権	20,740	未払法人税等	4,438
商品及び製品	33,413	賞与引当金	2,236
仕掛品	2,804	役員賞与引当金	189
原材料及び貯蔵品	233	製品保証引当金	120
その他	14,411	その他	18,145
貸倒引当金	△36	固 定 負 債	23,380
固 定 資 産	28,011	長期借入金	12,500
有形固定資産	10,238	繰延税金負債	1,604
建物及び構築物	3,211	役員株式給付引当金	119
機械装置及び運搬具	1,571	退職給付に係る負債	5,310
土地	4,253	預り保証金	2,967
その他	1,201	その他	879
無形固定資産	3,691	負 債 合 計	263,123
のれん	1,351	純 資 産 の 部	
顧客関連資産	1,044	株 主 資 本	139,744
その他	1,295	資 本 金	21,696
投資その他の資産	14,081	資 本 剰 余 金	7,954
投資有価証券	9,289	利 益 剰 余 金	115,226
破産更生債権等	52	自 己 株 式	△5,133
繰延税金資産	2,434	その他の包括利益累計額	2,189
その他	2,356	その他有価証券評価差額金	3,038
貸倒引当金	△52	繰延ヘッジ損益	52
資 産 合 計	405,256	為替換算調整勘定	260
		退職給付に係る調整累計額	△1,161
		非 支 配 株 主 持 分	199
		純 資 産 合 計	142,133
		負 債 、 純 資 産 合 計	405,256

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

		百万円	
売上	967,760		
売上原価	889,550		
売上総利益	78,209		
販売費及び一般管理費	47,246		
営業利益	30,963		
受取利息	17		
受取配当金	201		
販売支援金	685		
持分法による投資利益	43		
その他の	339		1,288
営業外費用			
支払利息	177		
固定資産圧縮損	103		
金融手数料	21		
その他の	518		820
経常利益			31,431
特別利益			
投資有価証券売却益	60		60
特別損失			
固定資産除売却損	113		
事業譲渡損	1,039		
減損	16,723		
その他の	25		17,901
税金等調整前当期純利益			13,590
法人税、住民税及び事業税	8,695		
法人税等調整額	560		9,255
当期純利益			4,334
非支配株主に帰属する当期純利益			51
親会社株主に帰属する当期純利益			4,283

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	55,583	流 動 負 債	36,605
現金及び預金	54,188	短期借入金	35,942
前払費用	4	未払金	549
未収入金	1,337	未払費用	15
その他	52	未払法人税等	4
		未払消費税等	7
		預り金	9
		賞与引当金	42
		役員賞与引当金	35
固 定 資 産	64,441	固 定 負 債	13,586
有形固定資産	275	長期借入金	12,500
建物	140	繰延税金負債	738
車両運搬具	6	退職給付引当金	277
工具器具及び備品	128	役員株式給付引当金	25
		その他の	45
		負 債 合 計	50,192
投資その他の資産	64,166	純 資 産 の 部	
投資有価証券	6,391	株 主 資 本	68,110
関係会社株式	57,430	資 本 金	21,696
出 資 金	0	資 本 剰 余 金	8,604
関係会社出資金	134	資 本 準 備 金	8,591
その他	211	その他資本剰余金	13
		利 益 剰 余 金	42,942
		利 益 準 備 金	274
		その他利益剰余金	42,668
		繰越利益剰余金	42,668
		自 己 株 式	△5,133
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,721
		その他有価証券評価差額金	1,721
資 産 合 計	120,024	純 資 産 合 計	69,832
		負 債 、 純 資 産 合 計	120,024

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

		百万円											
営	業	収	益	13,063									
営	業	費	用	1,349									
営	業	利	益	11,713									
営	業	外	収										
	受	取	息	及	び	配	当	金	99				
	そ		の					他	9				
営	業	外	費	用									
	支	払	利	息					89				
	そ		の					他	92				
経	常	利	益						11,640				
特	別	損	失										
	関	係	会	社	株	式	評	価	損	12,038			
	関	係	会	社	株	式	売	却	損	2,772			
	そ		の					他	449				
税	引	前	当	期	純	損	失		3,619				
	法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	22
	法	人	税	等	調	整	額					152	
当	期	純	損	失					3,795				

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

ダイワポウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上和久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山良一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイワポウホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワポウホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村上和久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山良一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

ダイワボウホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 小野 正也 ㊟

社外監査役 植田 益司 ㊟

社外監査役 角石 紗恵子 ㊟

以上

株主総会会場ご案内略図



会場

オービック御堂筋ビル 2階 オービックホール
大阪府中央区平野町4丁目2番3号

最寄駅

大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋」駅：徒歩約3分
大阪メトロ御堂筋線・中央線「本町」駅：徒歩約4分
京阪電車 京阪本線「淀屋橋」駅：徒歩約7分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

